

平成27年3月26日

中国四国管区行政評価局

『高速道路の維持管理等に関する行政評価・監視』結果の公表

中国四国管区行政評価局は、平成26年11月から、西日本高速道路株式会社(NEXCO西日本)中国支社が管理する高速道路について、利用者の安全・利便確保の視点から調査し、『逆走防止対策』や『案内標識』、『休憩施設のバリアフリー』サービスエリア・パーキングエリアなどに関する改善意見を本日、同支社に通知しましたので、公表します。

(注) 総務省が行う「行政評価・監視」は、合規性や適正性の確保などの視点から調査を行い、行政運営の改善を推進するものです。

全国的に実施する「全国計画調査」と、出先機関が企画し地域的に実施する「地域計画調査」があり、本調査は「地域計画調査」として実施したものです。

[本件連絡先]

中国四国管区行政評価局
第二部第2評価監視官室
(宮奥、瀬戸、佐々木)

☎ : 082-228-6359

高速道路の維持管理に関する行政評価・監視結果〔全体像〕

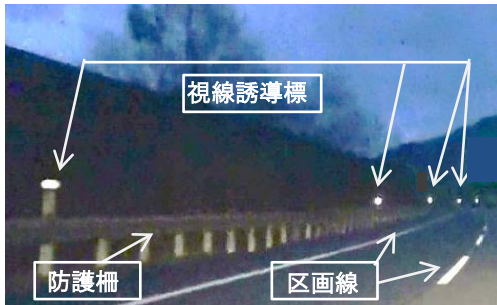
通知日：平成 27 年 3 月 26 日
通知先：NEXCO西日本中国支社

調査の視点	主な調査結果	通知内容
<p>1 交通の安全確保</p> <p>NEXCO西日本中国支社管理区間の 84%に当たる区間を走行し、交通安全施設や案内標識などをチェック</p>	<p>(1) 交通安全施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大型標識への防護柵未設置、視線誘導標の設置間隔 50m 超や「注意」を示す誘導標となっていない箇所あり ○ 車間確認予告標示板のみの設置や中央区画線の薄れ箇所あり <small>(結果報告書P2~)</small> <p>(2) 逆走防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除雪作業の支障となるため、逆走防止対策ラバーポールを半年以上（11月～4月上旬）取り外している区間あり ○ 本線方向案内標識がない、あるいは不鮮明となっている、駐車場内の矢印路面標示が薄れている休憩施設あり <small>(P11~)</small> <p>(3) 案内標識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <small>インターチェンジ</small> I C 入口に遠方都市名の表示がない、I C 出口に表示された都市名が接続一般道の表示と一致しない箇所あり ○ 表示都市名に連続性がない状況や英語併用表示がない案内標識あり <small>(P19~)</small> 	<p>基準適合・誤認防止の視点からの整備、順次速やかな改善措置</p> <p>「除雪作業方法の見直し」あるいは「取り外し後の代替策」など、対策を後退させない方策の検討 <small>(ほか)</small></p> <p>連続性・一貫性の確保、設置基準に基づく整備、英語併用表示の推進 <small>(ほか)</small></p>
<p>2 休憩施設利用者の便利・安全確保</p> <p>NEXCO西日本中国支社管理区間の休憩施設（S A, P A）100 施設のうち、90 施設のバリアフリーの状況などをチェック</p>	<p>(1) バリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場から売店等への境界部に全面にわたり段差あり、車いす利用者用駐車場が利用しにくい場所に設置、階段・傾斜路への手すりがない箇所がある休憩施設あり <small>(P42~)</small> <p>(2) A E D <small>(自動体外式除細動器)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務室内等に A E D を保管し、標識等もなく、緊急時に配置場所が容易に把握できないおそれがある休憩施設あり ○ バッテリーの使用期限超過、消耗品交換時期に関する表示ラベルが更新されていない休憩施設あり <small>(P75~)</small> <p>(3) 受動喫煙防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗建物出入口、トイレ建物出入口付近に喫煙所が設置され、建物内に煙が流入するおそれがある休憩施設あり ○ 喫煙所の表示がないため、未成年者、妊婦等が誤って煙に暴露されるおそれがある休憩施設あり <small>(P80~)</small> 	<p>バリアフリー新法の基準に基づく点検の実施、移動等円滑化の推進</p> <p>日常点検等の確実実施による適切な状態維持</p> <p>たばこの煙の喫煙所外への流出防止、未成年者・妊婦等への暴露防止対策の徹底</p>

背景・制度概要等

- 中国支社は、道路法、高速自動車国道法等の関係法令や通達、NEXCO西日本本社策定の各種設計要領に基づき、交通安全施設の整備・維持管理を実施。

〈主な交通安全施設〉



- 中国支社は、交通事故に関し、件数、死傷者数、昼間・夜間、乾燥・湿潤等の状況を発生箇所とともに分析し、事故多発箇所等において、注意喚起策（減速喚起標識、路面標示強化等）を講じる等の取組を実施。



主な調査結果

- 当局が走行調査した区間の中には、設計要領等の基準に適合していないなど、安全確保の観点から改善を要する箇所がみられた。

視線誘導標 は最大 50 m 間隔が原則。
一定区間を抽出確認した結果、50 m 以上となっている箇所が 43 箇所、最長間隔が 180 m となっている状況あり。
また、植栽や草の繁茂により 50 m 以上の視認間隔となる可能性がある箇所あり。



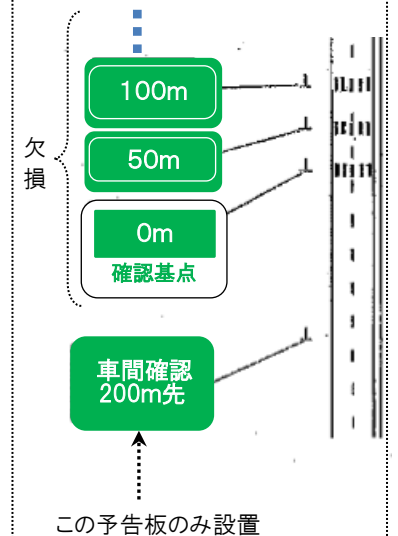
大型標識（複柱）に車両が直接衝突することを防ぐ **防護柵** が設置されていない箇所あり。



車両通行による **区画線** の薄れ箇所あり。
特に危険度が高くなると考えられる中央線の薄れ箇所あり。



車間距離確認標示板について、予告板はあるものの、その先の標示板が欠損している箇所あり。



通知内容

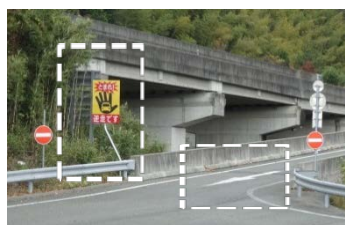
- 各種基準への適合、運転者の誤認防止の視点で常に確認・点検しつつ整備・更新等を行うとともに、各種基準に適合していない状況等がみられた場合、順次速やかな改善措置を講じること。

背景・制度概要等

- 逆走は重大事故につながる可能性が高く、中国支社は各種防止対策（規制標識設置、HPでの啓発等ソフト対策含む）を実施。



〈本線合流部〉大型矢印路面標示、ラバーポール設置



〈休憩施設入口〉逆走注意喚起標識設置、矢印路面標示

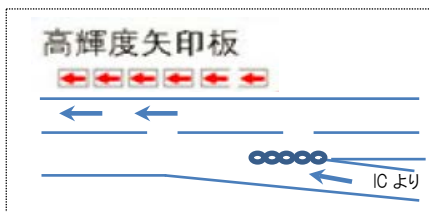


〈休憩施設駐車場〉本線方向案内標識設置、矢印路面標示



〈一部IC、休憩施設〉LED式警告標示板、赤色回転灯等

- 中国支社管内では、平成 23~25 年度に 24 件の逆走を確認。26 年度の対策として、そのうち複数回発生した山陽道西条 IC 等に高輝度矢印板を設置（27 年 3 月末）。その効果を検証し、引き続き対策を検討。



* 大型矢印路面標示、ラバーポール設置は 25 年度以前に措置済

主な調査結果

- 逆走防止対策として設置しているラバーポールを除雪作業の支障となるとして、中国道、米子道、浜田道等において、半年以上取り外している区間あり。〔右図：赤の区間〕



- * 雪氷対策期間(11月~4月上旬)において、IC本線合流部(27箇所)、JCT合流部(6箇所)、休憩施設本線合流部(44箇所)を取り外し
- * 除雪作業実施日は例えば米子道で60日 (平成 25 年度)

- 休憩施設での逆走防止対策に関し、以下のような状況あり。↓(休憩施設駐車場)本線方向案内標識不鮮明、矢印路面標示薄れ



←(休憩施設入口)逆走注意喚起標識が木に隠れ視認しづらい(改善済)



そのほか「本線方向案内標識が設置されていない施設」、「車両進入禁止標識の不鮮明」等

- 今後の逆走事案(特に「病気・認知症疑い」以外を発生原因とする事案)について、より有効な対策を検討するために逆走開始箇所や原因の詳細情報の把握・分析に努める余地あり。

通知内容

- 「除雪作業方法の見直し」あるいは「取り外し後のラバーポールの代替措置」など、雪氷対策期間における逆走対策を後退させない方策を検討すること。
- 休憩施設の逆走防止対策について、適切な維持管理を行うこと。
- 今後の逆走事案に関し、交通管理者等との連携を進め、その詳細情報の把握・分析に努めること。

背景・制度概要等

- 高速道路に設置される案内標識は「標識令*₁」で様式を規定。 *₁道路標識、区間線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月総理府・建設省令第3号）
- 案内標識の設置方法は「道路標識設置基準」（国土交通省通達）等で規定されており、中国支社は設置方式等の細目が定められた「標識設置要領*₂」を基に標識を設置。 *₂NEXCO西日本本社策定 設計要領第五集 交通管理施設編 標識設置要領

主な調査結果

➤ IC入口標識に遠方都市名が表示されていないもの（3箇所）



←「道路名」のみで遠方都市名の表示がない→

※下部の標識は標識令に基づかない補助標識



〈有漢IC〉

➤ 本線上の確認標識に遠方の高速道路名が表示されているものや具体的なJCT名が表示されていないもの（8箇所）



←確認標識に遠方の高速道路名を表示することとはされていない

→具体的なJCT名（千代田JCT）を表示することとされている

〈溝口IC通過後(上り)〉



〈大朝IC通過後(上り)〉

➤ IC出口で案内している一般道経由の案内都市名が接続一般道の案内都市名と一致しないもの（7箇所）



← IC出口では「金城」が案内されているが、

→ 接続一般道では案内がない

〈旭IC〉



➤ IC入口～JCT～IC出口を通じ案内都市名に連続性がないもの（2事例）



←山陽道下り～広島道上り方面について、広島IC入口、広島JCT等では「三次」が表示されているが、広島道から中国道合流を経て千代田IC通過地点の確認標識(右)まで、本線上には「三次」の表示がない。その間にはJCTが2箇所ある。



➤ そのほか、

「英語併用表示がない標識」や「県境と誤認されかねない標識」あり。

(例) 県境と誤解されかねない標識(広島・山口県境から90km以上離れた位置に設置) →



通知内容

- 方面表示都市名等に関する点検実施、表示の連続性・一貫性のある整備
- 英語併用表示の状況に関する点検実施、標識令に基づく表示への計画的整備 ほか

2 休憩施設利用者の利便・安全確保 — (1) バリアフリー

結果報告書P42～74

背景・制度概要等

- 一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、
ハートビル法（平成6年法律第44号）と
交通バリアフリー法（平成12年法律第68号）
を統合・拡充した
『バリアフリー新法』*が平成18年に成立。
* 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- 中国支社は、本社策定の設計要領に基づき、休憩施設のバリアフリー化を推進

通知内容

- 管内の休憩施設について、バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準に基づく点検を行い、同法に基づく移動等円滑化の推進を図ること。

主な調査結果

➤ バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準に基づき調査した結果、以下のような状況がみられた。

➤ 移動等円滑化経路の確保*



（例）七塚原 SA 下り

移動等円滑化経路の確保措置が不十分であるもの

〈1施設〉

← 一般用駐車場から売店等への経路上の歩車道境界部に全面にわたって段差（高さ約20cm）あり

* 「移動等円滑化経路の確保」とは、SA等の場合、売店、飲食店等の建物と一般用駐車場、車いす使用者駐車場、車いす使用者用便所との間に階段または段を設けない経路（傾斜路等を併設する場合を除く）を一以上確保することとされているもの。

➤ 建築物特定施設の整備

《敷地内通路》

一般用駐車場に面した階段に
手すりが設置されていないもの
〈22施設〉



（例）吉和 SA 下り

* 敷地内通路の段がある部分には、手すりを設けることとされている。

《車いす使用者用駐車場》

車いす使用者用駐車場が利用しにくい場所に設置されているもの
〈2施設〉



（例）二宮 PA 上り

手前に駐車車両がある場合、矢印の方向での迂回が必要となる

* 車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設を一以上設けることとされている。

《便所》

オストメイト*
用設備を設けた便房が設置されていないもの
〈45施設〉

* 人工肛門造設者



設備の例

* オストメイト用設備を設けた便房を一以上設置することとされている。

2 休憩施設利用者の利便・安全確保 — (2) A E D

結果報告書P75～79

背景・制度概要等

- 全休憩施設（自動販売機のみPA除く）にAEDが設置されており、平成22年度以降、6件の使用実績あり。
(中国支社管内)
- 厚生労働省は、施設管理者等に日常点検の実施や消耗品（電極パッド及びバッテリー）の適切な管理等について周知・要請。

主な調査結果

- 店舗事務室内や売店レジ付近でAEDを保管しており、また、AEDが設置されている旨や位置を示す掲示がないため、実際に使用する際に設置場所が容易に把握できないおそれあり〈3施設〉
- バッテリーの使用期限超過 〈2施設〉
- 消耗品交換実績等に関する表示ラベル更新漏れ（表示ラベルから使用期限超過と判断し、使用を躊躇するおそれあり） 〈8施設〉



（専用収納容器、標識があり、設置場所が容易に把握できる例）

通知内容

- 日常点検等の確実な実施による適切な状態の維持
〔当局通知までに、中国支社は左記事項を改善措置済〕

2 休憩施設利用者の利便・安全確保 — (3) 受動喫煙防止対策

結果報告書P80～87

背景・制度概要等

- 多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙防止措置を講ずる努力義務あり。
(健康増進法第25条)
- 煙の流出防止のため、喫煙場所を施設出入口から極力離す、喫煙可能区域を明確に表示し、未成年者・妊婦への煙暴露を防止する措を講ずる必要あり。(厚生労働省通達)

主な調査結果

- 店舗出入口や便所建物付近に喫煙所を設置 〈21施設〉



- 灰皿が設置されているが、喫煙所等の明確な表示なし 〈12施設〉

通知内容

- 非喫煙場所への煙流出防止措置、煙暴露防止のための表示徹底